

## 令和8年4月近江八幡市教育委員会定例会（要旨）

1. 開催日時 令和8年4月22日（水） 9時45分～11時45分

2. 開催場所 会議室 2F・2G

3. 出席委員	教育長	安田 全男
	教育長職務代理者	重森 恵津子
	委員	西田 佳成
	委員	大更 秀尚
欠席委員	委員	圓山 淳子

### 4. 事務局出席者

教育部長	太田 明文
教育総務課長	澤 千央
教育部次長兼教育施設整備推進課長	村田 崇
教育部次長兼学校教育課長	善住 晶子
教育研究所長	楠本 茂樹
教育部次長兼学校給食センター長	奥村 信満
教育部次長兼生涯学習課長	包吉 洋之
近江八幡図書館長	伊藤 亜希子
安土図書館長	泉野 高儀
スポーツ課長	伊崎 裕二
幼児課長	松下 剛
学校教育課長補佐	中村 浩一
学校教育課指導主事	澁谷 吉紀
教育総務課長補佐	田村 俊幸
教育総務課専門員	秋山 直人
教育総務課主任主事	上野 美帆

5. 会議を傍聴した者 0人

## 6. 会議次第

### 【議案】

- 議第12号 近江八幡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

### 【協議事項】

- 令和8年度近江八幡市地域福祉計画策定委員会委員の選任について
- 近江八幡市風景づくり委員会委員の選任について
- 令和8年度教科用図書第3採択地区協議会委員の選任について
- 学校給食運営委員会委員の選任について

### 【報告事項】

#### 事業報告

- 令和7年度寄附採納について
- 令和7年度教育委員会後援等について
- 指導要録の原本保存による校務の情報化の推進について
- 近江八幡市部活動等改革方針の策定について
- 令和8年度幼稚園・保育所等の在籍児童数について
- 令和8年度市内校園の地域学校共同活動推進員及び家庭教育支援員について  
(非公開)

### 【その他】

- 第3期教育振興基本計画の策定にかかる意見交換について

## 7. 議事の経過

### (1) 開会（日程確認）

- ・教育長が4月定例会の開会を宣言
- ・出席委員定数の確認
- ・日程について **承認**

### (2) 会議録の承認

- 3月定例会の会議録 **承認**

### (3) 教育長挨拶及び報告

本日は「余白の創出」について、小学校・中学校に私と教育部長が出向き、これまで教員の皆様と意見交換、説明を行ってきた状況についてお話をさせていただきたい。既に小学校11校、中学校2校への説明を終えていて、5月27日の沖島小学校が最後の予定である。各学校の教員の皆様に直接、国の論点整理の中で「余白の創出」について議論されていること、本市において教育振興基本計画の改定のために審議していくことを説明している。教育振興基本計画については、令和9年度からの4年間を想定しているということも説明させていただいた。

一方、国で新学習指導要領の論点整理をされており、令和9年3月末に新学習指導要領が告示される予定である。これまでの例でいくと、小学校は3年後の令和12年度、中学校はその翌年の令和13年度から新学習指導要領が実装される状況であることを説明申し上げたうえで、市の教育委員会としては、「余白の創出」を実施するという方向で現在考えているということをお伝えした。

「余白の創出」を進めるとなれば、現場の教員の皆様の働き方に大きく影響を与える内容となるため、現時点で市の方向性を説明し、学校の裁量として学校が導入するのか、導入しないのか。導入する場合、創出された余白を教員のためにどれだけ使い、児童生徒のためにどれだけ使うのかということも学校の裁量である。これから新学習指導要領が実装されるまでの間に、机上で検討するだけでなく、実践しながら、各校において導入するかしないかの検討をお願いしたい。全国的にはおそらく「余白の創出」を実施する学校が多く出てくると思われる。また、本市においても、教育委員会が実施する方向性で考えているため、実施する学校が増えてくると想定している。保護者や関係者等から、学校の説明責任が求められることも考えられるため、机上だけでなく、準備も含めた実践の中で検討をお願いしたいということを説明した。

説明と並行してアンケート調査も行っており、現在のところ154名の回答を得ている。結果については、市の教育委員会が考えている方向性で、関係者や教員等の意見を反映して検討していけばよいという回答が約80数パーセントあった。他の意見は、一部考え方を修正した方がよいという意見が圧倒的に多く、根本的に考え直すべきだという意見はごくわずかであった。全ての学校への説明が完了次第、結果をまとめたうえで委員の皆様にもご意見を頂戴したいと思う。また、5月12日に第1回教育振興基本計画策定委員会を予定している。第2回目以降の委員会にもこのアンケート結果もお示ししながら、検討いただきたいと思っている。その前段階として、皆様からご意見を頂戴したいと思っているためよろしくをお願いしたい。本日は、「余白の創出」に関する学校現場への説明の経過をご報告し、教育長報告とさせていただく。

#### (4) 議事

##### ◆議第12号 近江八幡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

###### 【事務局説明】…教育総務課

本規則は、令和8年4月1日の本市の機構改革及び事務分掌の見直しに伴い、所要の改定を行うものである。資料の新旧対照表をご覧ください。改正点は4点ある。1点目は、第2条課等の設置等である。教育施設整備推進課を新設し、国スポ・障スポ推進課を削除する。2点目は、第3条教育総務課の分掌事務である。教育施設整備推進課の新設に伴い、第17号から第19号の事務を教育施設整備推進課の事務とする。3点目は、第4条学校教育課の分掌事務である。第22号に「地域クラブ活動に関すること」を追加する。平日の地域クラブ活動を開始することにより、今後当該事務が増える見込みであるため、独立して明記するものである。4点目は、第6条の2の削除である。国スポ・障スポ推進課の廃止に伴い、分掌事務を削除するものである。以上の改正により、教育委員会の事務に必要な組織を定め、所要事務を明確にできると考えているため、ご審議をお願いしたい。

###### 【質問等】

特になし

###### 【採 決】

議第12号 近江八幡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

可決

#### ●協議事項

##### ◎令和8年度近江八幡市地域福祉計画策定委員会委員の選任について

###### 【事務局説明】…教育総務課

地域福祉計画は近江八幡市の全ての人を対象として、地域の福祉課題を解決していくための方向性や取組などを示した計画である。現行の第3次計画の期間が令和4年度から令和8年度となっていることから、今年度に第4次計画の策定を行う。これに伴い、教育委員から1名、委員の選任をお願いしたい。任期は令和8年5月から令和9年3月までの1年間である。

**【意見等】**

○大更委員

私が務めさせていただこうかと思う。

**【選任】**

大更秀尚委員（全員賛成）

◎近江八幡市風景づくり委員会委員の選任について

**【事務局説明】**…教育総務課

近江八幡市風景づくり条例の規定により定められた事項及び風景づくりに関する重要事項を調査・審議する風景づくり委員会の委員である。教育委員から1名、委員の選任をお願いしたい。任期は委嘱日から令和10年3月31日までの2年間である。

**【意見等】**

○西田委員

以前もさせていただいたことがあるため、務めさせていただきたいと思う。

**【選任】**

西田佳成委員（全員賛成）

◎令和8年度教科用図書第3採択地区協議会委員の選任について

**【事務局説明】**…学校教育課

採択地区協議会は、本市・東近江市・竜王町・日野町の2市2町立の小中学校で使用する教科用図書の採択について協議する。協議会の委員は、2市2町の教育長、教育委員、保護者代表の各1名の合計12名となる。任期は令和8年4月1日から令和8年9月30日までで、参加いただく会議は5月22日の第1回協議会と8月17日の第2回協議会の2回である。今年度協議いただく教科用図書は、令和9年度に使用する小中学校特別支援学級の教科用図書である。教育委員の皆様から1名、協議会委員の選任をお願いしたい。

**【意見等】**

○重森委員

私がさせていただこうと思う。

**【選任】**

重森恵津子委員（全員賛成）

◎学校給食運営委員会委員の選任について

**【事務局説明】**…学校給食センター

学校給食センターでは、学校給食の円滑な運営を図るため、学校給食運営委員会を設置しており、教育委員から1名、委員の選出をお願いするものである。業務内容については、近江八幡市学校給食運営委員会設置要綱第2条所掌事項のとおりであるが、学校給食の提供に係る実施計画や学校給食費について議論いただくものとなる。任期は、任命の日から令和8年度末日までの1年間である。教育委員から1名、委員の選出をお願いしたい。

**【意見等】**

○西田委員

させていただいたことがないため、ぜひやりたいと思う。

**【選任】**

西田佳成委員（全員賛成）

●報告事項

◎令和7年度寄附採納について

**【事務局説明】**…教育総務課

資料「令和7年度教育委員会寄附採納一覧」のとおり、企業や団体、PTAや個人の方から30件のご寄附をいただいた。

**【意見等】**

○大更委員

たくさんの方からこのような形で、教育に支援をいただけるということは大変ありがたい。また、いろんな団体から寄附いただいていることが分かる。創立150周年記念などの行事に対して、大きなご寄附もあり、学校にとっても地域にとってもありがたいことだと思う。感謝したいと思う。

○教育長

私も寄附いただいた皆様に直接御礼に伺う機会がある。「寄附したものがこど

も達にどのように役立っているのか報告をいただけると本当に嬉しい」といつもおっしゃっていただく。また、「寄附した本や設備などはみんなに使っていただき、こども達のためになるような育て方をしていただけるとありがたい」という声も聞かせてもらっている。そのような対応が各関係者でできるように取り組んでいく必要があると感じている。

## ◎令和7年度教育委員会後援等について

### 【事務局説明】…教育総務課

令和7年度教育委員会の後援申請の受付は100件、共催は4件である。今年度も昨年度と同様、承諾基準に基づき、承諾・不承諾の判断を行っていく。併せて、関係課との協議や市の後援との調整、他市の状況確認を行いながら適切に進めていきたいと思っている。

### 【意見等】

#### ○西田委員

後援申請について不承諾が何件かあるが、主な理由を教えてください。

#### ○教育総務課

1件目は生命保険会社がかかわっていることが分かり、他市の状況も確認して不承諾としたもの、2件目はチラシに第1期生募集と記載されており不承諾としたものである。3件目はこどもの投資関係の事業である。最近はこどもへの金融教育といったものも増えてきているが、学校教育課と協議し、投資の意味合いが強かったため不承諾とした。4件目は、県外の団体からの申請で、実態の見えにくい団体であったため不承諾とした。5件目は、月額設定があり、継続利用以外は不可ということで塾と変わらない内容であったため不承諾とした。

#### ○教育長

寄附や後援、共催の承諾など制度に則ったもの以外に、学校現場においても様々な申し出が民間の方や保護者の方からある中で、学校が判断して対応しているところである。寄附いただいたことを学校から教育委員会にしっかりと報告し、一体感を持って対応する必要がある。教育委員会はもちろんのこと学校現場においても判断力が問われる。学校と教育委員会が一体となって対応していきたいと考えている。

## ◎指導要録の原本保存による校務の情報化の推進について

### 【事務局説明】…学校教育課

令和5年度に文部科学省より指導要録の原本の電子保存を進めるようにという通知が出ている。近江八幡市では昨年度、校務端末や校務支援システムが更新された中で、文部科学省が通知している電子化を進めるための取組について、条件を整えられたものと認識しており、電子化に向けた準備を進めていく。今後、小中定例会を通じて、電子化による指導要録の作成手順や保存方法の変更について通知し、今年度の作成分から電子保存を進めていきたいと思っている。

### 【意見等】

#### ○大更委員

指導要録の原本の電子化ということで、紙ベースでの指導要録はなくなり、全てデータとして取り込んで、必要な時にサーバーかクラウドから見に行くということか。詳しく教えてほしい。

#### ○学校教育課

近江八幡市の電子化の取組は、PDFで出力したものを共有フォルダに保存しておくことで、いつでも見られる状態とするものである。

#### ○教育長

紙ベースはなくならないということか。

#### ○学校教育課

現在既に作成され、確認印等が押印されているものはそのまま紙ベースで保存する。今年度入学する児童生徒分からは紙ベースでは作成しなくなる。転出等があった場合には、紙で印刷したものを転出先に送付する形で考えている。

#### ○西田委員

安全性について教えてほしい。ハッキング等で万が一データが消えてしまった場合の対応は何か考えられているのか。

#### ○学校教育課

クラウド上に保存されているため、指導要録に限らず取り扱っているデータの管理安全性は保障されているものと認識している。

#### ○教育長

通常のセキュリティはかかっているということか。

○学校教育課

学校で取り扱っている情報が管理されているものと同じサーバーを使っているため、同様のセキュリティがかかっている。

○大更委員

近江八幡市は電子化を進めるということだが、市外から転入された場合、紙ベースでもらうことになる。転出入に伴う手続きがスムーズに行えるようにしておかないといけないし、電子データと紙データが混在するため、抜けがないようにしないとといけない。

また、氏名に使用される漢字を作成しないといけないということはあるのか。

○学校教育課

1 点目の転出入に関して、市単位でシステムが変わるため、現状は紙のままの取扱いとなる。転入に伴い、紙で送付されてきた場合は、紙のまま金庫で保存することになる。ただし、その紙に上書きをしていく訳ではなく、新たにデータで作成する。管理方法が煩雑にならないよう指導要録の作成要領や作成にあたる留意点をまとめ、学校に通知を出すように考えている。

2 点目の外字については、住民基本台帳に基づいた漢字で書くこととなっているため、システムに登録がない漢字が必要となった場合には、その都度、漢字の登録を行う。

○重森委員

指導要録の保存年限について、学籍は20年、指導の内容については5年と長期に渡って保存しないといけないと思うが、保存年限が終わったものについてはどうなるのか。

○学校教育課

この度改定する指導要録の作成要領において、これまで20年経過したものは破棄するという定めに基づき、市内統一で保存するフォルダを指定し、20年を経過したデータは削除するといった文言を入れている。様式により保存年限が異なるため、保存年限に合わせて削除するように要領にも定めている。

5年単位で校務端末が更新となるが、現在の校務支援システムにおいては、現在のデータを保存できる環境を持っていることを条件としている。今後、保存環境が変わる可能性はあるが、データの保存は継続できると認識している。

## ◎近江八幡市部活動等改革方針の策定について

### 【事務局説明】…学校教育課

2月の定例会でいただいた意見を反映し、この度策定することができたので本日はその報告をさせていただく。資料の朱書き部分が主に変更箇所である。今後はこの方針に基づき、取り組んでいく。

### 【意見等】

#### ○大更委員

方針の2（7）に記載されている「地域指導者」には教員も含まれるのか。

#### ○学校教育課

部活動指導員とは区別して、地域クラブ活動の指導にあたる方を地域指導者として定義付けている。地域指導者には、兼職兼業の許可を受けた教員も含まれる。

## ◎令和8年度幼稚園・保育所等の在籍児童数について

### 【事務局説明】…幼児課

令和8年度の園児数について報告する。4月1日時点で、保育所等の入所児童数は、保育所で1194人、認定こども園（長時部）で900人、地域型保育事業が124人の計2218人で、前年度より73人増えている。内訳として、0から2歳児で30人増加、3から5歳児で43人の増加となっている。幼稚園等においては、幼稚園で257人、認定こども園（短時部）で293人の計550人で、前年度に比べ58人減少している。保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業の総園児数は前年度に比べて15人増加の2768人となっている。

### 【意見等】

#### ○大更委員

保育所、認定こども園（長時部）、地域型保育事業の方は園児数が増えているという認識でよいのか。

#### ○幼児課

前年度と比べると保育所は7人減少、認定こども園（長時部）は83人増加、地域型保育事業は3名減少となっている。認定こども園（長時部）で大きく増加している状況である。

◎令和8年度市内校園の地域学校共同活動推進員及び家庭教育支援員について  
(非公開)

【事務局説明】…生涯学習課

8. その他

◎第3期教育振興基本計画の策定にかかる意見交換について

【意見交換】

○教育長

今年度の教育振興基本計画の改定に向けて、定例の意見交換の場を持たせていただきたい。本日は「部活動改革について」をテーマにご意見をいただきたい。

○学校教育課（部活動改革に関する説明）

「本市がめざす地域展開（公的地域クラブ活動）について（たたき台）」という資料をご確認いただきたい。

本資料は、昨年度から取り組んでいる「公的部活動の保障」及び教員の働き方の改革に関する取組みとして、現在検討している平日の地域クラブ活動の展開に関する資料である。

まず、「1. 地域展開（地域クラブ活動）の展望」の（1）平日の上段の帯を見ていただきたい。これは、平日6時間授業があった場合の、現在の部活動の時間と教員が部活動に従事する時間を示した図である。あくまで一例であるが、赤で示された部分は、顧問の教員が15時50分から部活動に従事していることを表している。16時45分に業務終了時刻を迎えるが、その後も部活動は続いており、部活動がある日は定時に帰宅することができない現状を示している。季節によっても異なるが、この図で完全下校時刻まで居るとなれば、少なくとも赤の斜線部分、30分の時間外労働が恒常的に発生することになる。日が長くなるこれからの季節であれば、完全下校時刻はさらに遅くなるため、さらに時間外労働が増えることになる。

また、赤の斜線部分の手当についても、ご存じのとおり教員には時間外勤務手当は支給されず、給特法による教職調整額が、部活動の顧問も、顧問を持たない教員も一律支払われている現状に対して、部活動の顧問からは不公平感の声が出ていると聞いているところである。

こうした状況を解決するための取組みとして、下の帯の「将来の展望」にある平日の地域クラブ活動の取組ができないか、検討しているところである。

前提として、部活動は16時45分の定時に全て終え、教員による部活動指導は一旦終わる仕組みを整えることで、顧問を持っている教員とそうでない教員

の時間外労働に関する不公平感を解消したいと考えている。

次に、緑の部分について、定時後に休憩時間と共に公的地域クラブ活動に移行し、部活動とは異なる仕組みの中で活動をしたいと考えている。公的地域クラブ活動については、中央右側に「公的地域クラブ活動とは…」として定義を説明しているが、要約すると、「民間を含めた地域クラブの内、市教育委員会が運営団体・実施主体となって、指導者の確保や活動計画等、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を保障している活動」を、「公的地域クラブ活動」としている。

ここで、公的地域クラブ活動へ移行することで変わる、定時後の教員の働き方を説明させていただく。公的地域クラブ活動の指導者として引き続き指導にあたるか、定時後は帰宅するか2パターンである。

1つ目に、引き続き指導にあたる場合は、市が運営する公的地域クラブ活動の中で指導していただくこととなるため、兼職兼業の許可を受けてもらう必要があり、兼職兼業の許可があれば報酬を受け取ることができる仕組みとなる。また、この取組を採択すれば、「兼職兼業により報酬がもらえるなら地域クラブの指導者として指導したい」と手を挙げる教員が出てくることも期待しており、指導者不足の解消に繋がるのではないかと考えている。

2つ目に、定時が来たら教員は帰宅するというパターン。この場合、部活動指導員がいない部については、地域クラブ活動に展開しない可能性もあるが、この場合も学校や保護者と協議をしながら、必要に応じてその競技や種目の指導者を学校教育課が精力的に募集し、地域クラブ活動への展開に努めたいと考えている。

なお、こうした平日の地域クラブ活動の展開については、部活動主事が各中学校で部活動をコーディネートしているからこそできる取組でもあるため、他市町にはない先駆的な取組であると考えている。

資料の1(2)には休日の考え方を示しているが、これも休日の部活動が公的地域クラブ活動へ移行することにより、平日の兼職兼業の教員同様、報酬を払う仕組みを構築している。休日の部活動から地域クラブ活動への展開は、国が令和13年度までに完全移行を打ち出していることから、先立って部活動の全面的な地域展開を目指しながら進めていく。

資料の2には、今の内容を「活動種別の勤務形態等一覧」としてまとめているので、また確認いただきたい。

資料の3には当制度の実施準備に係る取組を示している。

まず、3(1)には、この取組を現場の教員や保護者、部活動指導員に向けて説明する場を設けていきたいと計画している。

続いて、3(2)例規の整理については、これまでも一般的な兼職兼業の制度や手続きは行われてきたが、特に地域クラブ活動に従事する場合の手続きや職務、身分等を明確にするための要綱を制定していきたいと考えている。併せて、地域クラブ活動の認定に係る要綱等も制定していく予定である。

また、平日の地域クラブ活動のモデルとなる部を選定していきたいと考えて

いる。早期に全体の6～7割程度は地域クラブ活動に移行できるのではないかと想定しているが、説明会の後に部活動主事による調査等を経て、さらに精査し、特定していきたいと考えている。

実施時期としては、条件が整った部活動から平日の地域クラブ活動を実施していきたいと考えているが、始まりは2学期の9月からを予定している。

平日の地域展開、地域クラブ活動への移行については、課題対応のため、モデルとなり得る取組を国も探している状況である。人件費や保険料等の補助メニューが設けられているため、この取組による費用的な負担軽減を補助金により図っていききたいと思う。なお、現在、補助率10/10のメニューに申請しているところである。

以上、学校教育課で取り組んでいる平日の地域クラブ活動について説明させていただいた。取り組んでいく過程で課題は出てくると思うが、中学生の活動の場所の公的な保障と教員の働き方の改善に寄与する取組と考えているので、ご意見を賜りたい。

#### ○教育長

地域クラブ活動の展開について説明を聞いていただいたが、これについて意見交換を持たせていただきたい。

令和8年度教育振興基本計画をいよいよ策定するところであるが、私としては令和6年度、7年度の2年度にわたる本市の教育改革に関して、委員の皆様にご意見を頂戴しながら、新しい取組を積み重ねてきて、滑らかに、緩やかに、着実に進めるということをもットーにこれまで歩んできた。今後策定する教育振興基本計画には本市の教育改革のすべてのメニューを市民の皆様、教育関係者の皆様、議会関係者の皆様にお示しできるような実践計画にしたいと考えている。

中学校の部活動改革については、教員の方にとっては働き方改革になり、生徒にとっては貴重な多感な時期に仲間と協働しながら文化活動、スポーツ活動をするという体験が今後も生き抜く力を育てるのに必要不可欠であると考えている。部活動の改革について、両方をうまく達成するために地域展開をしていくことを考えてはどうかというところであり、教育振興基本計画に位置付けたいと考えている。皆様のご意見を頂戴したい。

#### ○西田委員

平日の現状と将来の展望について、15時50分から16時45分までは顧問が部活動を見て、10分間の休憩の後、16時55分から地域指導者が公的地域クラブ活動を見るという形になっているが、15時50分から顧問と地域指導者2人で部活動を見て、16時45分の時点で顧問が抜け、最終の18時までは地域指導者が見るという形のほうがいいのかなと思う。顧問と地域指導者の連携も取りやすいと思うし、部活動をしているこども達の雰囲気も途切れるこ

となく、最後まで行けるのではないかと思う。

○教育長

勤務時間内は顧問と地域指導者で部活動を指導して、16時45分で顧問が抜ける。残った地域指導者が公的地域クラブ活動の指導をした方が流れがよいという考えか。

○西田委員

そのとおりである。

○学校教育課

充実した指導体制を整えたいと思っている。現状として、一番望ましいと思っている形は、部活動の顧問に兼職兼業の許可を取ってもらい、引き続き地域指導者として一貫性をもって指導してもらおう形である。安心感、指導の一貫性というところでこのような形が望ましいのではないかと考えている。教員の中には部活動内の時間で帰りたいという方もいるかもしれないので、その場合は2名体制がとれるように地域指導者を確保し、公的地域クラブ活動の指導体制の充実を図りたいと考えている。

○教育長

少し意見があっていないのではないか。要するに、勤務時間内の部活動に顧問と部活動指導員で指導にあたる場合、公的地域クラブ活動に移行しても指導を続けたいという顧問であれば指導体制が変わらないので一番良いということかと思う。ただ、そうならない場合もあり、顧問が勤務時間外は帰りたいということになると、地域指導者だけが残るが、地域指導者1人では複数体制をとれず、公的地域クラブ活動ができないため、もう1人地域指導者を雇用するというパターンもある。

○西田委員

少し違う。定時で帰りたいという顧問の場合、顧問から地域指導員にバトンタッチするよりも15時50分の時点で顧問と地域指導員が両方とも指導に入ったほうがいいのか。

定時になったら顧問は抜けて、地域指導者はそのまま指導を続けるという形のほうがいいのかという意見である。

○教育長

部活動には一切携わりたくないという教員も含めて、現状の考え方では勤務時間内であれば顧問になりうる可能性があるが、最初から部活指導員をあて、その指導体制のまま公的地域クラブに移行した方が良いだろうというご意見か。

○西田委員

そうである。

○教育長

勤務時間後の公的地域クラブ活動の指導をやりたくないという教員は、最初から部活動指導をしてもらわない。勤務時間後にこの教員が抜けてしまうため、それであれば最初から部活指導員で指導した方が良いのではないかというご意見である。

○学校教育課

現在、多くの部活指導員を雇用しており、中には部活指導員2人だけで回れている部活動もある。最初から顧問が入らず、部活指導員だけで指導に入ることが現にできる部活動もあり、そういったところを増やしていきたいと思う。

○教育長

17時15分完全下校だと思うが、資料では部活終了時間が18時までとなっている。課題等はないのか。

○学校教育課

国のガイドライン上、平日の生徒の活動時間が2時間となっているため、18時とした。実際のところ、18時となると外も暗くなる。終了時間について、公的地域クラブ活動は教育委員会が主体となって運営する活動であるため、学校と協議しながら、季節等も考慮したうえで教育委員会が一定終了時間を決めたいと思う。資料では18時としているが、学校と調整する中で、完全下校に近い時間に公的地域クラブ活動の終了時間を設定することを想定している。

○教育長

最初からそういった資料にするという方法もあると思う。

○学校教育課

国のガイドラインで2時間という枠組みがあったため18時までとした。実態とそぐわないと思うため、学校へ説明に行く際は誤解があってもいけないため、時間を短くしようと思う。

○重森委員

言葉の定義を確認したい。地域指導者は全員、教員身分の方か。

○学校教育課

兼職兼業の許可を得た教員のほか、現在、会計年度任用職員として雇用している部活動指導員も、公的地域クラブ活動に移行した場合は部活動指導員から地域指導者に身分が変わるため、全員が教員ということではない。

○重森委員

16時45分で部活動指導員も地域指導者になる。教員も希望すれば、顧問から地域指導者になるという理解で合っているか。

○学校教育課

そのとおりである。

○重森委員

16時45分までは地域指導者は存在しないということか。

○学校教育課

平日はそのとおりである。部活動をしている時間は部活動指導員として指導にあたる。

○重森委員

部活動指導員と地域指導者の時給は変わるのか。

○学校教育課

公的地域クラブ活動においては謝礼という形で1時間当たり1,600円。国が定める手当の上限額であり、この金額で支払っていきたいと考えている。

一方、部活動においては、会計年度任用職員の時給で支払っている。部活動指導員は、経験年数によって変わってくるが、おおよそ1,800円程度である。給与形態が異なることもあり、地域指導者の方が金額としては低くなる。

○大更委員

勤務時間内の部活動は顧問がいないとできない。「部活動は大変で嫌だな」と思っているも顧問をしていただかないと部活動を進めていくのは難しいのではないかと思っている。

また、地域移行という形であれば、本来は地域の方や専門的な方にバトンタッチするが、地域展開は難しいだろうということで、近江八幡市では教員が地域指導者として代用し、その分の手当は支払うということだと考えていいのかなと思っている。

何年間かは10/10の国の補助を受けられると思うが、本市でこの制度を続けていくのであれば、地域指導者が増加するのを見越して、予算をしっかりと

つけ続けていかないといけない。持続可能であるかということを考え、補助がある間だけで終わらないようにしないといけない。

顧問から地域指導者に立場が変わるが、トラブルが起こった時には学校の先生として対応を進めていかないといけない。地域指導者でありながら、教員という立場も併せ持たないといけない。兼職兼業という立場で、どちらもすることになるのか、整理がつかない。部活動を頑張っている先生にとっては、これが働き方改革になっているとは思えないような気がする。加えて、教材研究や保護者等の対応もしていかないといけないとなると難しい部分もあるのではないかという意見である。

## ○教育長

1つ目に財源に関する事、2つ目に公的地域クラブ活動に兼職兼業の許可を得て関わりたいという教員の方については、今までどおり部活動に関わってもらうことになるため、働き方改革になっていないのではないかというご意見をいただいた。

今は部活動改革にだけ焦点を当ててご意見をいただいているが、教育振興基本計画における教育改革の中で、小中学校における「余白の創出」という改革の取組も目指している。中学校においては50分授業を45分授業にすることによって、年間127コマの新しい余白ができる。例えば、55コマを教員のために活用すると、1週間のうち、勤務時間内に40分程度の余裕の時間が生まれるため、部活動をされる教員においてもその時間を活用いただいて、本来の仕事をこなしていただける時間ができてくるのではないか。トータルで見ながら働き方改革をしていく必要があると私は考えている。

予算については、一度確認が必要かと思うが、そもそも中学校の部活動改革を始める際、当時は国の補助制度がなかったため、一般財源で年間1億5千万円程度の予算が必要であることを前提に部活動改革に取り組んできている。その中で、今や本市の取組について国が補助事業を認めると言っているため、国の特定財源が入ってくることになり、財源としては軽減する方向に向かっている。加えて、10/10の補助がいつまで続くのかという懸念については、おそらく全国的に平日の公的地域クラブ活動の移行が軌道に乗ってきた時点でモデル事業はなくなるのだろうと私も思っている。一方で、部活動に関する国の補助はおそらく続くのではないかなと思っている。モデル事業以外の補助率は国1/3、県1/3、市1/3である。したがって、一般財源の1億5千万円に対して、補助対象経費がいくらになるかにもよるが、少なくともその2/3は国・県が負担してくれるであろうと見込んでいる。そうなれば、当初、丸々一般財源1億5千万円を使ってでも部活動改革をやるという本市の意思決定に対して、一般財源の必要額が減る傾向にあるため、プラスして財源を持ち出すという感覚で理解しないほうがいいのかなと思っている。

#### ○重森委員

資料の3(3)実施に向けた取組内容の対象部活動の精査について、全部の部活動ではなく、導入するために効果的な部活動を選び出されることになると思うが、選び出されなかった部活動に、部活動に関わり続けたいと思う顧問がいた場合は、これまでと何ら変わらないのかなと思いを持った。精査していただくことはいいかなと思うが、子どもたち、教員にとって、どの中学校、どの部活動であっても不公平感を生じない工夫をしていただければいいなと思う。

#### ○教育長

精査という意味合いが不明瞭なところがあるかと思う。私のイメージとしては9月を目標にこの制度を導入していきたいと考えている。一斉にスタートできるかという、指導体制等移行できる条件が備わっていないとできない場合もあると思っている。改革というものに対する取り組み方として、滑らかに、緩やかに、着実に実施していく必要があると思っている。9月が来たら一斉に始めて、取り残されたところは放置する訳ではない。仮に取り残された部活動があったとしても、滑らかに緩やかに改善し、格差のない取組にしていくべきだと私も思っている。

ここで精査という表現をしているのは、それまで顧問をしていた教員が勤務時間内の部活動に関わらなくなり、部活動指導員を補充することによって勤務時間内の部活動も維持できるようになった場合に、クラブの運営がしっかりとできているか、公的地域クラブ活動に移行できるかを見極めるという意味かと思う。運営が整い次第、順次、公的地域クラブ活動に移行するということを考える必要があると思う。加えて、部活動をしている生徒の意思意欲も見ながら進める必要があり、本人達が求めているのに何が何でも公的地域クラブ活動をやる必要もないと思う。そうした意味で精査と書かれていると思う。おっしゃっていただいたご意見はとても大事だと思うので、そこを大事にしながらやっていく必要があると思う。

#### ○大更委員

教員が地域指導者として関わるようになれば、手当等が発生するため、勤務状況を把握していかないといけない。地域指導者として来ていただく地域の方も自分で時間を申告する形になるのか。

#### ○教育長

公的地域クラブ活動は教育委員会が運営するクラブである。教育委員会の学校教育課部活動グループで勤怠管理をすることになる。具体的に言えば、各校に2人配置している部活動主事がまず管理することになる。

また、先程、大更委員がおっしゃられた公的地域クラブ活動に移行した後の生徒指導など教員としての対応については、いわゆる兼職兼業の地域指導者であ

り、教員としての身分、活動場所も学校というところで指導をどうしていくのかは難しいところはあるが、教育委員会が運営するクラブ活動であるため、教育委員会の範疇の中で、学校教育課、教員免許を持つ部活動主事がまずコーディネーターするという形になろうかと思う。

(他、意見なし)

#### ○教育長

今日いただいたご意見もたたき台に反映させていただきながら、冒頭のあいさつでも申し上げたとおり、これらについても教育部長と私で中学校を訪問し、教員の皆様に説明したうえで意見交換をしたいと思っている。アンケート調査も実施する予定である。このたたき台をより良いものにしながら、更に教育振興基本計画に繋げていきたいと考えている。

本日の意見交換は以上とさせていただく。

#### 9. 閉会

教育長が定例会の閉会を宣言